

## 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護

### グループホームゆとり重要事項説明書

(事業所の概要)

施設名	グループホームゆとり
指定番号	02727000949
所在地	青森県三戸郡階上町蒼前東6丁目9-181
利用定員	1ユニット 9人
電話番号	0178-88-1920
FAX 番号	0178-88-1920
管理者	太齊勇氣
法人の住所	青森県八戸市諏訪2丁目6-18
法人名	株式会社ゆとり
代表者	代表取締役工藤久子

(当施設の職員体制)

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容	兼務状況
管理者	介護福祉士	1名	名	1名	・利用者及び介護従事者の業務管理	・介護従事者と兼務
計画作成担当者	介護支援専門員	名	1名	1名	・認知症対応型共同生活介護計画の作成 (入浴・排泄・食事等生活全般に係る援助)	・1名は他職と兼務
介護従事者	介護福祉士	5名	4名	9名	・利用者が共同生活を行っていただけるよう。身体面や生活面について支援を行う。	・1名は管理者及と兼務
	初任者	1名	名	1名		
	実務者研修					
	その他	名	1名	1名		
	計	6名	5名	8名		
職員の勤務体制						
	a 早番	7:00~16:00			l 半日	9:00~13:00
	b 日勤	8:30~17:30			m 半日	12:00~16:00
	c 遅番	9:00~18:00			n 半日	14:00~18:00
	d/e 夜勤	16:00~10:00			o 短時間	17:00~19:00
	f 半日	7:00~11:00				
	g 半日	12:30~12:30				
	h 半日	9:00~11:00				
	i 夜勤	15:00~0:00				
	K 半日	13:30~17:00				

## (当事業所の設備の概要)

定員	9人(個室×9)	居室面積	12.42㎡(1-9号のみ8.28㎡)
居間	30.65㎡(台所兼用)	食堂	30.65㎡(台所兼用)
浴室	7.45㎡		

## (運営の方針)

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (4) 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。
- (5) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。
- (6) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供をするにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (8) 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

## (内容)

事業所で行う認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとします。

- ① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ レクリエーション・季節の行事・外出行事・地域交流
- ⑥ 朝食午前7時30分～昼食午後12時～ 夕食 午後5時以降
- ⑦ 面会時間 午前 7 時～午後 9 時(来訪者が宿泊する場合は、必ず許可を得てください。)
- ⑧ 外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。

外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。(外出・外泊届記入)

- ⑨ 飲酒・喫煙希望の対応はしていません。
- ⑩ お小遣い程度はお預かりいたします。(ご相談ください。)
- ⑪ ベット・ダンスは利用者の希望により持込できます。その他希望がある所持品は貴重品以外持ち込むことが可能です。

## (介護計画の作成)

- (1) 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成します。
- (2) それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。
- (3) 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
- (4) 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成後においても、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

## (利用料等)

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。
- (2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

## (その他介護保険外の利用料)

### 家賃：月額21,000円

\*敷金なし、但し、利用者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、原状回復工事にかかる費用の負担を求める場合があります。また、退居時未払い家賃がある場合は、全額支払いをお願いします。

	朝食	300円/回
食費	昼食	300円/回
	夕食	300円/回
光熱費		8,000円/月

- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と
  - \* 1 1 月から 4 月まで冬季の間、暖房費（灯油）代がこれに 3, 0 0 0 円加算されます。
  - また、電気使用量が著しい場合に別途で請求する場合があります。
  - 4 0 k w 超え 5 0 0 円加算、5 0 k w 超え 1, 0 0 0 円加算。
- 認められるものの実費について徴収します。
- ・月の途中における入退居について日割り計算します。
- ・利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- ・指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとします。
- ・法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

### （入退居に当たっての留意事項）

指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- ④ 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- ⑤ 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- ⑥ 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携につとめます。

### （衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## （緊急時等における対応方法）

- （１）従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。
- （２）事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- （３）事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- （５）事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害保険会社と検討して損害賠償の対象となった場合は速やかに行います。

## （非常災害対策）

- （１）事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## （協力医療機関等）

- （１）事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めます。
- （２）事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めます。
- （３）事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えます。

## （苦情処理）

- （１）指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に利用する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
  - （２）事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
  - （３）事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 当施設のお客さま相談・苦情窓口（詳細は別添付）

担当者 太齊 勇気

電話 0178-88-1920

FAX 0178-88-1920

受付時間 8時30分～午後5時30分

\*当施設以外に、お住いの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会 TEL 017-723-1336

青森県運営適正化委員会 TEL 017-731-3039

階上町役場保健福祉課 TEL 0178-88-2115

株式会社ゆとり TEL 0178-72-5370

相談窓口 工藤 久子

## (個人情報保護)

- (1) 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

## (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 措置を適切に実施するための担当者の設置  
グループホームゆとり相談窓口（太齊 勇氣）  
株式会社ゆとり 相談窓口（工藤 久子）

\*事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## (身体拘束)

- (1) 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。
- (2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
  - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## （地域との連携など）

- （１） 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- （２） 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し提供します。本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けて、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- （３） 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

## （業務継続計画の策定等）

- （１） 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- （２） 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- （２） 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## （その他運営に関する留意事項）

- （１） 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けます。業務の執行体制についても検証、整備します。
  - ① 採用時研修 採用後６か月以内
  - ② 継続研修 １年６回以上
- （２） 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- （３） 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- （３） 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- （４） 事業所は、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存します。

(5) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当施設の職員がお伺いいたします。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(6) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合、退所を希望する日の14日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保健施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援1と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

③その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の30日前に文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後1ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆとりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和 年 月 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 三戸郡階上町蒼前東6丁目9-181

名称 グループホーム ゆ と り

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービスの利用及び個人情報の利用に同意いたしました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

本人との続柄 ( )



## (介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用料

(2割の方は下表の金額に2を乗じた金額、3割の方は下表の金額に3を乗じた金額となります。)

認知症対応型 共同生活介護費	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要支援2	7,610円	761円
要介護度1	7,650円	765円
要介護度2	8,010円	801円
要介護度3	8,240円	824円
要介護度4	8,410円	841円
要介護度5	8,590円	859円
介護予防認知症対応 型共同生活介護費	1日当たりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額

②初期加算1日 30単位 (自己負担1日30円、2割60円、3割90円)

※初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

④サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日6単位 (自己負担1日6円、2割12円、3割18円)

※当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上いる場合に加算されます⑤介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(加算算定後の1割～3割負担あり)

※サービス利用実績単位に11.1%を乗じた(掛けた)金額が加算されます。

⑥介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(加算算定後の1割～3割負担あり)

※サービス利用実績単位に2.3%を乗じた(掛けた)金額が加算されます。

⑦介護職員等ベースアップ等支援加算(加算算定後の1割～3割負担あり)

※サービス利用実績単位に2.3%を乗じた(掛けた)金額が加算されます。

⑧認知症対応型入院時費用 1日246単位 (自己負担246円、2割492円、3割738円)

※利用者が病院又は診療所へ入院した場合1ヶ月6日を限度に算定されます。入院の初日と退院日はこの単位は含まれません。

⑨その他費用

\*病院を受診した場合の医療費は利用者負担となります。

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、郵便振込、窓口徴収の3通りの中から自由によべます。

## 利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グループホーム ゆとり
サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型生活介護事業

### 措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

① 常設の窓口 グループホーム ゆとり

TEL 0178-88-1920 FAX 0178-88-1920

② 受付時間 8:30~17:30

③ 担当者の設置 太齊 勇氣

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

I、処理体制

- ① 設の窓口、担当者を設置する。
- ② 苦情等が出た場合には、速やかに管理者へ報告する。
- ③ 管理者及び介護支援専門員は、本人及び家族との調整をはかるように努める。

II 手順

- ① 苦情を受けた利用者及び家族との面談。
- ② サービス計画の内容の確認及び問題点を把握。
- ③ サービス計画の内容の改善への取り組み改善のある場合は、利用者又家族の意向に基づき、再度サービス計画の作成。
- ④ サービス計画の見直し後、利用者への報告を行う。
- ⑤ 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め及び依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じる。
- ⑥ 利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導、又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- ⑦ 提供したサービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 その他参考事項

- ① 意見箱の設置

## 苦情処理の流れ

